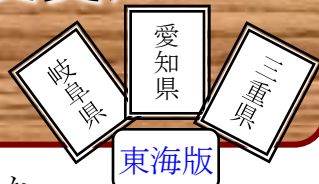


水田経営所得安定対策

(品目横断的経営安定対策から名称変更)

見直しのポイント



品目横断的経営安定対策について、生産現場から頂いた様々な御意見等を踏まえ、対策に関する誤解の解消に努めるとともに、地域の実態に即した見直しを行うことにしました。

1. 品目横断的経営安定対策に関する誤解の解消

※ 誤解の一因となった「品目横断」という名称は、「水田経営所得安定対策」に変更します。(2頁参照)

誤解 1

野菜、果樹、畜産等で営農を行っている人も、4ha以上ないと補助金等の支援が受けられない？

水田経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）は、米、麦、大豆の水田農業を対象としており、**野菜、果樹、畜産等**については、**従来どおり本対策とは別の品目別の対策**が講じられ、経営面積要件もありません。

誤解 2

産地づくり交付金（転作助成金）も水田経営所得安定対策に加入していないと受け取れない？

産地づくり交付金は、**生産調整を実施している方**であれば、水田経営所得安定対策に加入していなくても**受け取ることができます**。

	認定農業者	小規模・高齢農家(認定農業者以外)
生産調整 実施	<ul style="list-style-type: none">産地づくり交付金は支払われる。水田経営所得安定対策に加入できる。	<ul style="list-style-type: none">産地づくり交付金は支払われる。集落営農に参加すれば水田経営所得安定対策にも加入できる。
生産調整 非実施	<ul style="list-style-type: none">産地づくり交付金は支払われない。水田経営所得安定対策に加入できない。 <p>※ 生産調整非実施者は、認定農業者になれません。</p>	<ul style="list-style-type: none">産地づくり交付金は支払われない。水田経営所得安定対策に加入できない。

※ 産地づくり交付金の使途・単価は、各地域の水田農業推進協議会で決めることとなっています。

誤解3

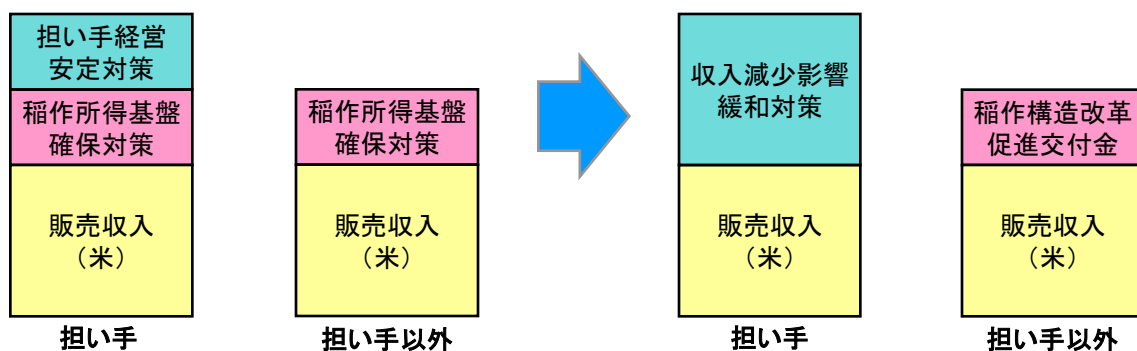
小規模・高齢農家など水田経営所得安定対策に入れない人は、一切、米価下落対策の対象から外れてしまって、米作りができなくなる？

- **米価下落対策**は、担い手の方には水田経営所得安定対策の収入減少影響緩和対策が、**担い手以外の方には稲作構造改革促進交付金（稲構）**があります。
- 小規模・高齢農家の中で、事情により**水田経営所得安定対策に加入できない方**であっても、**稲構に加入することができます。**

～ 米価下落対策の加入について ～

〔18年産〕

〔19年産から〕



※ 稲構については、各地域の水田農業推進協議会であらかじめ取り決めた場合には、米価下落対策としてではなく、産地づくり交付金として農家に支払われます。

名称等の変更

「品目横断」という名称や「ゲタ、ナラシ」等の用語は、以下のとおり**変更**します。

〔対策名の変更〕

「品目横断的経営安定対策」

→ 「**水田経営所得安定対策**」

〔関係用語の変更〕

- ゲタ → **麦・大豆直接支払** (※生産条件不利補正対策)
- 緑ゲタ → **固定払** (※過去の生産実績に基づく支払)
- 黄ゲタ → **成績払** (※毎年の生産量・品質に基づく支払)
- ナラシ → **収入減少補てん** (※収入減少影響緩和対策)
- 経理の一元化 → **共同販売経理** (※集落営農組織の要件)

2. 水田経営所得安定対策の見直しの内容

加入者の拡大に向けた面積要件の見直し（市町村特認制度の創設）

面積要件の原則や特例に該当しない方でも、「地域水田農業ビジョン」に位置付けられている地域の担い手（認定農業者又は集落営農組織）については、市町村の判断で水田経営所得安定対策に加入できるようになります。

市町村特認制度

地域水田農業ビジョンに位置付けられた認定農業者又は集落営農組織

※ 集落営農組織は、法人化計画の作成、共同販売経理等の一定の要件を満たしていることが必要です。



加入
OK

水田経営所得安定対策
(品目横断的経営安定対策)

周囲からも認められ熱意を持って営農に取り組む方に加入の道がひらかれます！

加入をお考えの方は農政事務所・市町村等に相談してください。(4頁参照)

集落営農組織の将来の不安解消

集落営農組織の不安・悩みを解消します。

5年以内の法人化について

『法人化できなかった場合は？』

→ 法人化に向けて努力してきたものの、予定期日までに法人化できなかった場合でも、**目標を延期することができます。**

『受け取った交付金は？』

→ 計画どおりに法人化できないということで、それまで受領した**交付金の返還を求められるものではありません。**



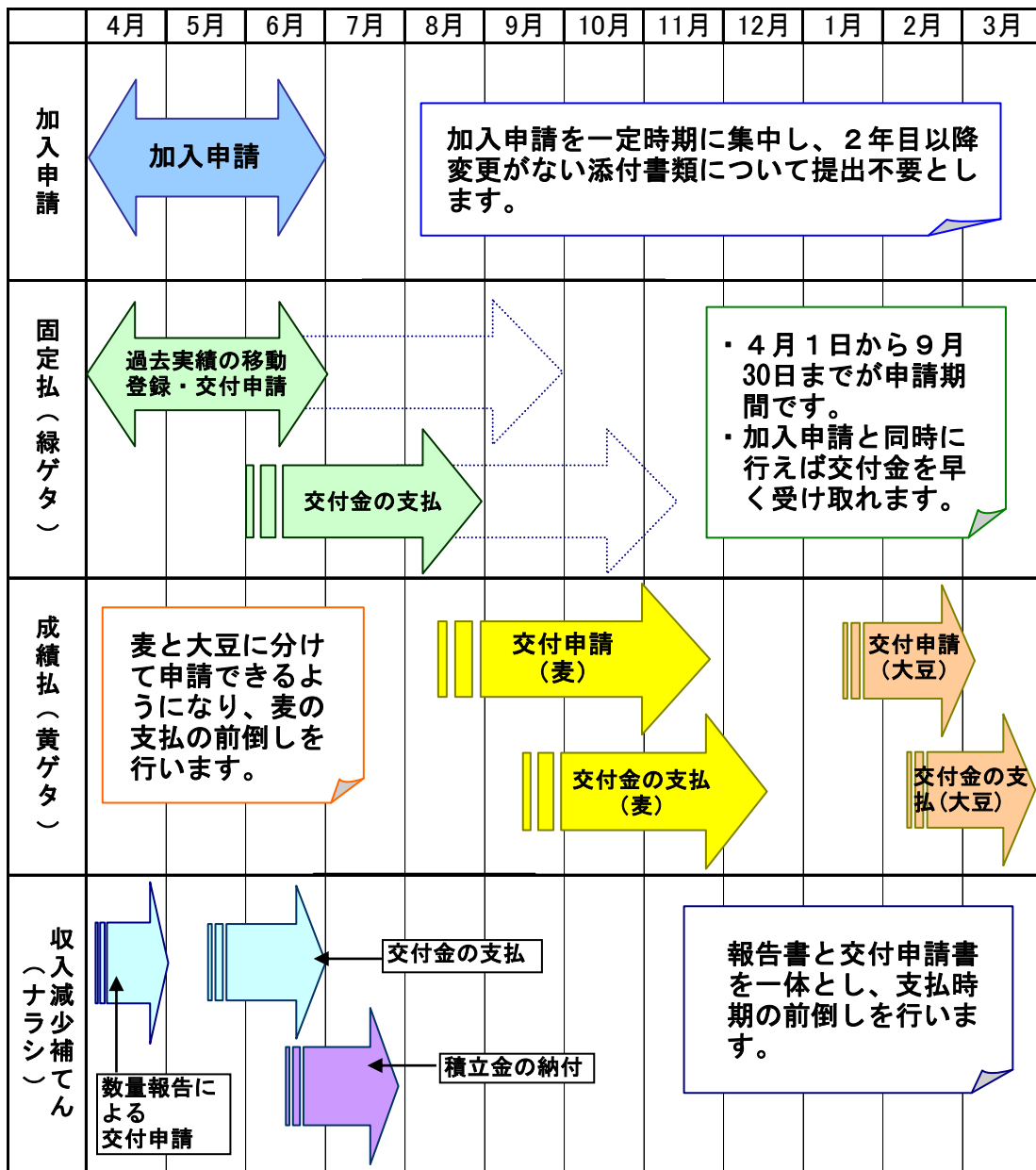
主たる従事者の目標農業所得額について

『主たる従事者を特定できない場合は？』

→ 集落ぐるみの共同出役型の集落営農組織など、主たる従事者の特定が難しい場合は、**候補者の人数を定めればよく、また、目標農業所得額は市町村の基本構想に定められている額を目標とすることでも足ります。**

事務負担をぐ～んと軽くします！

＜スケジュール＞



交付金の早期支払、申請手続の簡素化、申請時期の集中化を行います。

お問い合わせ先

水田経営所得安定対策に関するお問い合わせは、下記「水田経営相談窓口」(愛称：農政安心ダイヤル) までお気軽にご連絡ください。

- ◆ 東海農政局 TEL 052(746)1275 直通 TEL 052(201)7271 代表 (内線2449)
- ◆ 岐阜農政事務所 TEL 058(271)4044 代表
- ◆ 三重農政事務所 TEL 059(228)3151 代表